

制作委託契約書

●●●●（以下甲という）と■●■■（以下乙という）とは、CD-ROM 作品の制作業務委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（制作委託）

甲は乙に対し、別紙目録1記載のCD-ROM作品（以下「本作品」という）の制作を委託し、乙はこれを受託した。

第2条（委託の条件）

乙は、前条の委託業務を遂行するにあたり、以下の各項を履行・遵守するものとする。

1. 企画意図の尊重・品質管理

本作品の企画意図を尊重し、本作品の制作過程において、甲が適宜与える指示に従うこと。また、甲が求めた場合は、随時その成果物及びラッシュ等の品質のチェックに応じること。なお、甲は、成果物等が、本作品の企画意図に合致しないと判断した場合は、乙に対して、適宜企画意図に合致するよう、修正を求めることができるものとする。

2. スケジュールの遵守・報告義務

本契約上定められた制作スケジュール・納期を遵守すること。また、本作品の制作の進行状況、その他制作に関連する諸事項を遅滞なく甲に報告し、制作スケジュール・納期を遵守できないおそれがある場合は速やかに甲に報告し、甲の指示を仰ぐこと

3. 再委託の禁止

本作品の制作業務の一部または全部を第三者に委託する場合、事前に甲の承諾を得ること。

4. その他の制作条件

その他別紙目録1記載の制作条件を遵守すること

第3条（納入）

1. 乙は甲に対し、成果物たる本作品を別紙目録2記載の方法により、別紙目録3記載の日時まで別紙目録4記載の場所に納入する。
2. 前項の規定により甲に納入された成果物の所有権及び危険は、納入時に甲に移転するものとする。
3. 納入された収録媒体に瑕疵が発見された場合には、乙は、甲の選択に従い、乙の費用をもって、速やかに、瑕疵のないものとの交換、瑕疵の修補、または瑕疵の程度に応じた代金の減額に応じるものとする。
4. 甲は、納入を受けた後10日以内に成果物を検査し、納入された成果物の収録媒体に

瑕疵を発見した場合には、直ちに乙に通知する。

5. 前項の期間中に甲から乙に通知がなされないときは、前条所定の検査に合格したものとする。
6. 第4項の期間中に直ちに発見し得ない瑕疵についても、乙による納入後6ヶ月を経過した場合は、甲は乙に対し、瑕疵を理由とする請求をなしえないものとする。

第4条（権利の帰属）

1. 本作品自体の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属する。
2. 納入された成果物に含まれるプログラム及びデータベースの著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属する。ただし、汎用性のあるルーチン、モジュールに関する権利については、乙に留保されるものとする。
3. 納入された成果物に含まれるデータそのものの利用権（著作権を含むがこれに限られず、広く本件データに含まれる無体物の利用に関する権利）は、甲に帰属するものとする。
4. その他納入された成果物のうち、乙が本作品のために新たに制作したものの著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、甲に帰属するものとする。
5. その他本作品の利用に関しては別紙目録5記載の利用条件による。

第5条（著作者人格権の不行使）

乙は、納入された成果物について、甲並びに甲より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

第6条（保証）

1. 乙は、納入された成果物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。
2. 万一前項に関して第三者から異議、苦情等の申立あるいは実費または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、弁護士費用を含めて、乙の責任と負担においてこれを処理し、甲には一切迷惑、損害をかけないものとする。

第7条（対価）

1. 甲は乙に対し、第1条の委託業務の対価及び第4条の権利譲渡の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、別紙目録6記載の金額・支払方法による金員（消費税別）の支払を行う。

2. 前項の代金は、乙が指定する別紙目録6記載の口座に振込支払するものとする（振込手数料は乙の負担とする）。なお、乙が、同目録記載の支払先を変更する場合は、遅滞なく書面をもって甲に通知するものとする。
3. 本作品の制作にかかる費用の諸支払は乙が責任をもって行い、制作費超過の場合も、甲は乙に対し、本条1項に定められた以外の金員は一切支払わないものとする。

第8条（解除）

1. 甲乙は、相手方に次の各項に定める事由のいずれかが発生したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
 - (2) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しまたはその虞があると認められる相当の理由がある場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (5) 破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
2. 前項の解除の意思表示は、相手方の住所地または本店所在地宛に書面にてこれを行うものとする。当該書面による通知が、相手方またはその代表者の所在不明等により、送達されなかった場合は、その発送の日から二週間を経過した日に、解除の意思表示が到達したものとする。

第9条（契約終了後の措置）

1. 何らかの事由により、第1条の委託制作業務が完了しないまま本契約が終了した場合であっても、第1条の委託制作業務の成果と認められる中間成果物その他の成果物が存する場合において、甲が請求した場合は、乙は、当該成果物を甲に引渡さなければならぬものとする。この場合、甲は、当該部分を評価した上、これに対する相当な報酬額を支払うものとし、当該報酬支払時において、当該成果物の所有権、著作権、その他当該成果物利用のため必要な一切の権利は全て甲に移転するものとする。
2. 本契約終了後においても、第5条、第6条、第9条、第10条、第11条、第14条の規定は、なお有効なものとして存続するものとする。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を相手方の書面による承諾なくして第三者に開示または漏洩してはならない。

第 11 条（権利義務譲渡禁止）

甲、乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとする。

第 12 条（契約内容の変更）

本契約の修正・変更は、甲乙間の文書による合意がない限り効力を生じない。

第 13 条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約について甲乙解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決する。

第 14 条（管轄）

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

第 15 条（特約条項）

本契約書に定める条項以外の特約を定める場合の条項は、別紙特約条項に定めるとおりとする。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、両者署名または記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 ●●●●
乙 ■■■■

目録

1 制作委託物

下記のCD-ROM電子出版物

- 1) タイトル
『 』
- 2) 制作
- 3) 発行元
- 4) 発売元
- 5) 媒体 CD-ROM
- 6) フォーマット
- 7) 初版発行予定数 部
- 8) 初版発行予定日 平成 年 月 日
- 9) 販売価格 円（消費税別）
- 10) 販売地域

制作委託条件

本作品に関する次に掲げる資料等を事前に甲に提出し、その同意を得た上進行すること。

- (1) 構成案及び脚本
- (2) 絵コンテ
- (3) キャラクターデザイン
- (4) 美術設定
- (5) 背景音楽及び効果音のメニュー

2 納入方法

(収録媒体)

3 納入日時 年 月 日まで

4 納入場所 _____

5 利用条件

- (1) 著作者、著作権者表示

(2)その他

6 対価
(省略)